

# 国際化の進展と法人税改革

Globalization and the Corporate Tax Reform.

飯 野 公 央

## はじめに

経済の急速な国際化にともない、いわゆる国際的タックス・コンペティションが激しさを増している。国際的タックス・コンペティションは、国家間の税(源)の配分を争う競争と、優遇税制や税負担の引き下げにより生産要素を引きつけ国際競争力を強化する競争とに分けられる。

ところで、このような国際的タックス・コンペティションが激しさを増す背景には次のような一般的財政状況をあげることができる。

第1は、先進国で特に顕著であるが、人口高齢化による社会保障財源の増加等により、これまでの政府機能を維持するためには国民負担の増加が避けられない状況が進んでいること。第2に、その結果、中央政府・地方政府ともに行・財政改革を推進し、公共部門のスリム化と民営化を進めることで税負担の上昇を抑えようとしたが、他方で民間サービスを購入する受益者負担が増加し、労働課税が強化されつつあること。第3は、国際金融市場の発達により、モビリティの高い課税ベースへの課税がますます困難になっている。その結果、これまでの各国税制の中心であった所得や資産を中心とした税体系を維持することが難しくなりつつあり、所得をベースとする課税から消費をベースとする課税へのシフトが起こっていること。そして第4に、企業の多国籍化の進展により、法人税には恒常的に負担の引き下げ圧力が働く一方で、代替財源が容易に見出せず早急に国内税体系の見直しが求められていることである。

本稿の課題は、このような背景の下で繰り広げられている国際的タックス・コンペティションに対し、米国、EC、日本の各国がどのような対応をしよう

としているのか、その概要を整理することである。

考察順序は以下の通りである。Ⅰでは、世界的なタックス・コンペティションをリードしようとしているアメリカを、Ⅱでは統合に向けたECがたどってきたタックス・ハーモニゼーションの動きを整理する。そしてⅢでは、ようやく動きはじめた日本の改革について検討する。

## Ⅰ. タックス・コンペティションに対するアメリカの対応

### 1. 86年以降の法人税改革

80年代アメリカの税制改革では、「市場メカニズム重視」の考え方をベースに「課税の中立性」が強調された。つまり、課税がもたらす資源配分上の歪みをなくし市場メカニズムを働かせることで資源配分の効率化がもたらされ、結果的に経済成長につながるという考え方である。

そこで、法人税制においては、課税ベースの拡大と最高税率の引き下げ（およびブラケットの削減）によって中立性を達成しようとした。すなわち、これまでは既得権化した各種租税特別措置により資源や資金の配分に歪みが生じ、不効率産業の温存を可能にしていた。しかし、そのような税制上のインセンティブを除去することで課税ベースが拡大すれば、得られるであろう資金を税率の引き下げに回すことができるだけでなく、先端産業やベンチャー企業などに資金が供給され、経済全体の成長が可能となるという発想である。

法人税率は86年に46%から34%に引き下げられた代わりに、投資税額控除の廃止、加速度償却の縮減・合理化、小規模金融機関を除いて貸倒引当金の原則廃止など、大幅に租税特別措置が廃止された。

しかし、他の先進国に比べ相対的に低い法人税率を実現したにもかかわらず、法人税率が個人所得税率の最高税率を上回ったために、国内的にはかえって二重課税が強化され、法人として事業活動を行うことを不利にしまった。このため、92年財務省は他の先進諸国と同様に法人税と所得税の二重課税を排除する必要のある旨の報告書<sup>9)</sup>を発表し、国際的なハーモニゼーションの必要性

を強調している。しかし報告書で示された政策勧告の中では、外国法人税と国内所得税との統合は否定されており、国内投資に比べ海外投資が不利になるという意味で、必ずしも資本輸出の中立性を満たすものとはなっていない。むしろ、インピュテーション方式を採用し完全調整をはかろうとする欧州諸国や、配当税額控除方式により部分調整を行う日本との競争政策上、いかに国内投資を有利にするかという国内利益への配慮をうかがうことができる。

## 2. 国際課税制度の戦略的活用

国際的タックス・コンペティションに対するもう一つの対応が、国際税制の戦略的活用であり、90年代のアメリカはむしろ国際課税の戦略的活用によってタックス・コンペティションをリードしようとしているようにも考えられる。

第1は、移転価格税制の戦略的利用である。企業が関連企業との間で通常の価格と異なる価格で取引を行なえば、一方の利益を他方に移転することができる。移転価格税制は、このような関連企業間の取引を通じる所得の海外移転を防止するためにその取引価格を第三者との取引価格（独立企業間価格）におきなおして課税する制度である。アメリカ財務省と内国歳入庁は、国際貿易における関連企業間取引の増加と取引実態の変化に着目し、従来の独立企業間価格の算定方法の変更を試み<sup>2)</sup>、在米多国籍企業の課税強化に乗り出した。すなわち、「無体資産」とよばれる特許や商標、ロイヤリティーなどは比較対象を見つけることがきわめて難しく、独立企業間価格を算定するのに困難が付きまとう。そこで、価格をベースに独立企業間価格を算定するのではなく、利益をベースに価格の適正さを判定しようとする利益比準法を採用し、算定の困難さを回避すると同時に、アメリカ企業に比べ売上高の割に納税額の少ない日系多国籍企業に対する課税強化に乗り出したのである。

第2は、92年に財務省が国際課税における基本原則を居住地主義に基づく全世界所得課税方式から、資本輸入中立性を満たす外国所得免除方式に転換すべきとの中間報告をまとめたことである<sup>3)</sup>。

これまでアメリカは国際課税においてOECDモデル条約における居住地主

義課税を採用してきた。居住地主義課税方式は、外国政府に支払った税額を居住地で支払う税額から控除する、いわゆる外国税額控除を併用することによって国内外への投資に対し影響を与えず、資本輸出の中立性を満たすことができるだけでなく、居住者の全世界所得に対し包括的で累進的な課税を可能とするため、資本輸出国にとって国際的に流動する所得から最大の税収をあげたいという要求からも支持されてきた。

しかし、かつて多くの産業分野で世界市場を支配していた合衆国多国籍企業は、国内外の市場で激しい競争にさらされている。しかも合衆国は全体としてみれば資本の純輸入国になろうとしている。内国歳入法の国際課税に関する規定が必ずしもこの現実を踏まえたものにもなっていない場合、事業所得に関する居住地主義課税方式による全世界所得課税を放棄し、外国所得免除方式の採用を考えるべきと提案している。

このように、90年代の合衆国税制は国内・国際税制両面からタックス・コンペティションに対する戦略的対応を強めている。

- 1) U.S. Department of the Treasury, Report of the Department of the Treasury on Integration of the Individual and Corporate Tax Systems; Taxing Business Income Once, 1992.
- 2) U.S. Dept. of Treasury, Internal Revenue Service, A Study of Intercompany Pricing, 1988.
- 3) Department of Treasury, International Tax Reform, An Interim Report, 1993.

## II. ECのタックス・ハーモニゼーション

ECは発足以来、域内における財貨・資本・労働の自由な移動を阻害する要因を排除するよう試み続けており、その一つが「EC域内の税制調和」と呼ばれる動きである。ところが、国境なき単一市場を目指して各分野で作業が進行しているにもかかわらず、税制調整（特に直接税）は最も遅れている分野の一つである。ここでは、ECにおけるハーモニゼーションとその動向について整

理する。

### 1. ECの税制調和への動き

ECにおける法人税制調和の議論は1960年代に既に始まっており、焦点となったのは、第1に、配当に対する調整方式の加盟国間での調整。第2に、EC域内の国際的企業活動に対する障害の除去に関してである<sup>1)</sup>。

配当に関しては、75年の共通法人税制指令案の中でインピュテーション方式による調整方式が提案されたが、課税ベースの調整を伴わないのは不十分だとして90年に最終的に撤回されている。また、法人税調整と並行して議論された利子共通源泉税構想が、金融立国を目指すルクセンブルグ、オランダの反対によって導入に失敗したことなどが重なって、ECレベルでの中央集権的法人税調整は方向転換を余儀なくされた。このことは、加盟各国の財政事情、課税制度等を色濃く反映する直接税分野の調整は各国の課税権と衝突せざるをえず、その放棄が如何に困難かを示している。

そこで1990年EC委員会は、重大な歪みを与えるとき以外、加盟各国は自由に税制を変更できることを認め、集権的な改革からの方向転換を行った。

ところで、域内市場が成立し、ますます国家間の垣根が低くなるにつれ、税制の差異が投資決定に与える影響は無視しえなくなる。そしてそのようなタックス・コンペティションの状況下で各国の自主性を尊重した方策をとり続けた場合、加盟各国では社会経済的に望ましい税制が構築されうるのか否かが重要な課題となる。その意味で、EU成立後の法人税調整は不可避なのである。

### 2. ルーディング報告

90年12月、ECの法人課税のハーモニゼーションに関する研究を行う小委員会（ルーディング委員会）が設置され、その検討内容が92年に「ルーディング報告<sup>1)</sup>」として公表された。ルーディング委員会が検討した課題は次の3点であった。第1は、EC各国の法人課税の相違が、投資決定や競争等の観点から域内の機能に歪みを生じさせていないか。第2は、歪みをもたらすとして、そ

れは市場の力と各国租税政策の相互作用によって軽減・除去されるか。第3に、歪みを軽減・除去するには、ECとしてどのような具体的な措置が必要か、である。

報告は、EC加盟国間の税制の相違が域内における経済活動に対して非中立的な影響を与えているとの基本認識を示している。すなわち、加盟国の法人課税制度は、市場の力とそれに対応した各国税制の調整との相互作用によって税率を引き下げ課税ベースを拡大する方向である程度収斂する方向を見せているが、反面、こうした傾向は無秩序な租税の減免競争を引き起こし、特に資本に対する税収を減少させる結果となっており、各国の税体系をゆがめるだけでなく財政収支にも悪影響を与えているということである。

そこで委員会は、各国の課税主権を尊重しつつも、差別や歪みを軽減・除去するために必要最小限の措置を執るよう勧告している。第1に、国際的な企業投資や証券投資を阻害するような差別的・非中立的な税制を除去すること。第2に、企業誘致を目的とした過剰な租税競争を防止するため、最低法人税率、最小の課税ベースに関する共通ルールの策定。第3に、投資促進税制の透明性を向上させること。以上の諸点を優先事項として上げている。

ルーディング報告が提案している各種の勧告案は、各国のコンセンサスがえられず具体的な勧告にはならなかったが、EU統合だけでなく、アメリカ、日本などを含む先進各国が今後どのように税制のハーモニゼーションをはかってゆくかという点でも一つの方向性を示したものと見える。

1) ECの税制調和に関しては、吉牟田勲『ECの調和と発展』高文堂出版、1989年、尾崎護『G7の税制』ダイヤモンド社、1993年を参照。

2) Commission of the European Communities, Report of the Committee of Independent Experts on Company Taxation, 1992.

### Ⅲ. 日本の法人税改革の方向

1997年1月に政府税制調査会より公表された報告書『これからの税制を考える——経済社会の構造変化に臨んで——』の中で、日本の税制を考える基本的考え方として、伝統的な公平・中立・簡素とならんで国際的整合性が付け加えられた。すなわち、経済社会のグローバル化、ボーダレス化が一層進展する21世紀には、公平・中立・簡素の基本的考え方を反映した税制が、同時に国際的な整合性を保っているかについての検討が必要であり、特にボーダレス化が進んでいる分野（金融取引）では税制の中立性確保が重要となるということである。さらに、報告書は租税負担率の水準や課税バランスも念頭におく必要があり、各税目の仕組みや負担水準が主要国間であまりにもかけ離れたものになっているとすれば、国際競争力、経済活力といった点から問題が生ずる可能性があるとして、国際的整合性の観点から税体系全体の再考を迫っており、先の税制調査会『法人課税小委員会報告（96年11月）』からさらに踏み込んだ位置づけを与えている。

#### 1. 国際的に高い法人税負担

日本の法人税率（表面税率）は、89年の税制改革で37.5%（基本税率）に引き下げられ、他の先進諸国との格差はかなり縮小している。しかし、地方税を含めた表面税率が他国と比べて相対的に高水準であることは否めない。そのため、日本の法人課税の「税負担」が国際的にみて重く、産業の国際競争力に影響を与え、産業の空洞化を引き起こしているのではないかとされている。

ところで、「税負担」は税率と課税ベースの双方により規定される。実際に「税負担」の国際比較を行うには、課税ベースを調整した上で比較しなければならないが、課税ベースの広狭および内容は各国間でかなりの差があり、定量的に比較することは容易ではない。

表Ⅲ-1は、このような課税ベースや税率の差、減価償却や資産評価法、繰り越し・繰り戻し制度の有無といった法人税の仕組み等を考慮した上での試算

表：Ⅲ－1 実質利率率5%の場合の税引き前必要（要求）収益率<sup>1)</sup>

国	資金調達源 <sup>2)</sup>			資産タイプ <sup>3)</sup>			全 平均	標準 偏差	超 過 収益率
	留保	新株	負債	建物	機械	在庫			
オーストラリア	9.0	9.0	3.6	7.0	6.4	8.9	7.1	2.8	2.1
オーストリア	7.3	7.3	2.3	5.4	4.1	8.9	5.5	3.0	0.5
ベルギー	7.1	7.1	2.4	5.3	4.0	8.9	5.4	2.9	0.4
カナダ	8.1	5.5	3.5	6.3	5.3	8.1	6.2	2.4	1.2
デンマーク	7.5	7.5	2.8	6.0	5.3	7.0	5.9	2.3	0.9
フィンランド	8.0	2.8	2.8	5.3	4.9	7.7	5.6	2.8	0.6
フランス	7.3	3.1	3.2	5.4	4.5	7.6	5.4	2.4	0.4
ドイツ	9.5	1.6	0.6	5.9	5.1	6.2	5.6	4.5	0.6
ギリシア	7.3	2.2	2.2	4.9	4.8	5.5	5.0	2.6	0.0
アイスランド	8.0	8.0	4.3	7.7	5.8	7.6	6.7	2.0	1.7
アイルランド	5.5	5.0	4.5	4.8	5.0	5.6	5.1	0.5	0.1
イタリア	9.1	1.9	1.9	6.5	5.5	5.7	5.9	3.6	0.9
日本	9.0	9.0	1.6	7.0	5.9	6.7	6.4	3.6	1.4
ルクセンブルグ	8.1	8.1	3.0	6.8	4.9	8.9	6.3	2.9	1.3
オランダ	7.1	7.1	2.8	6.0	5.2	5.9	5.6	2.1	0.6
ニュージーランド	8.3	8.3	3.9	6.7	6.3	8.0	6.8	2.2	1.8
ノルウェイ	10.0	4.5	2.4	6.4	5.3	10.6	6.8	4.2	1.8
ポルトガル	7.5	7.5	2.3	6.1	5.2	6.1	5.7	2.5	0.7
スペイン	7.8	7.8	3.2	5.7	5.5	8.4	6.2	2.5	1.2
スウェーデン	6.6	4.3	2.7	5.0	4.3	6.6	5.0	2.0	0.0
スイス	6.6	6.6	3.1	5.6	5.1	5.8	5.4	1.7	0.4
トルコ	9.8	9.8	2.5	6.5	6.0	10.9	7.2	4.0	2.2
イギリス	7.7	4.6	3.5	5.7	5.2	7.8	5.9	2.3	0.9
アメリカ	7.6	7.6	2.6	6.6	5.2	6.1	5.8	2.5	0.8
平均	7.9	6.1	2.8	6.0	5.2	7.5	5.9	2.7	0.9

1)個人所得税はなし、インフレ率は4.5%、加重平均値。

2)資金調達のウェイトは、留保55%、新株10%、負債35%。

3)資産のウェイトは、建物28%、機械50%、在庫22%。

[出所] OECD, Taxing Profits in a Global Economy, 1991, pp. 99.



結果である。この表は、ある典型的企業（資金調達源：留保所得55%、新株発行10%、負債35%、資産投資先：建物28%、機械50%、在庫22%）が実質利子率5%の下で配当を行うには一体どれだけの超過収益率を上げなければならないかを示している。言い換えれば、必要な超過収益率が高いほど資本コストが高いということである。

この表によれば、日本の超過収益率は1.4%で、他のOECD諸国の中では、トルコ（2.2%）、オーストラリア（2.1%）、ニュージーランド、ノルウェー（1.8%）、につぐ高さであり、フランス（0.4%）、ドイツ（0.6%）、アメリカ（0.8%）等に比べかなり高い収益率が要求されている。また、資金調達においては、負債による資金調達は支払利子が控除されるため比較的低い収益率が要求されるだけであるが、新株発行による資金調達はかなりの収益率を要求されており、日本の資本コストの高さを見ることができる。そしてこのことは、外国企業の対日直接投資の阻害要因として、「税金の高さ」や「不十分な優遇税制」をあげている割合が高いことから支持される<sup>1)</sup>。

このように、日本は税制面で明らかに外国投資家からみて魅力の少ない国になりつつある。

## 2. 法人税改革の方向

Ⅲ-2は、外国税額控除の最近の動向を示している。日本企業の多国籍化や海外進出が進んだとはいえ、幸いなことに今のところ目立った税の空洞化は見られない。しかし、法人課税をめぐる国際的なルール作りが遅々として進んでいない状況下では、税率引き下げによる一時的な税収減も長期的にそれを上回る経済効果・歳入増加が見込まれるならば思い切った投資促進税制を採用しようという各国のインセンティブをなくすことはできない。

では、今後ますます激しくなるであろうタックス・コンペティションの中で、日本の法人税制はどのような選択あるいは改革を迫られるのであろうか。

他の先進諸国だけでなく、成長著しいASEAN諸国と比較しても日本の法人税負担は高いといわれている。税負担の軽重のみが企業の海外進出の主要な

動機ではないにしても、他の諸制度の垣根が低くなれば、税負担の差異は相対的に重要度を増す。また、バブル崩壊による含み利益の喪失が、これまでのような法人税に依存する租税政策を許さなくなっているという現実にも配慮しなければならぬ。そのため、日本の法人税改革に求められる基本の方向は、報告書に見られるように課税ベースの拡大による法人税率の引き下げとならざるをえない。

表：Ⅲ－２ 業種別外国税額控除の推移<sup>1)</sup> (単位：億円)

業種	1986年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年
鉱業	504	396	171	267	181	177
建設業	76	48	48	60	143	96
化学工業	143	194	215	203	244	285
鉄鋼金属工業	100	149	107	89	83	43
機械工業	793	693	812	875	999	1,037
その他の製造業	110	62	80	47	85	70
卸売業	708	514	667	604	671	472
金融保険業	1,333	1,970	1,809	2,376	2,455	1,553
運輸通信公益事業	50	49	37	31	32	34
サービス業	37	92	113	78	55	72
その他	221	480	455	479	413	239
合計 <sup>2)</sup>	4,075	4,647	4,614	5,109	5,361	4,142
法人税額(百億円)	1,309	1,838	1,660	1,371	1,213	1,236
外国税額控除額 法人税額	3.1%	2.5%	2.8%	3.7%	4.4%	3.4%

1) 94年度控除額上位10業種

2) 合計は全業種の合計であり、10業種の合計とは一致しない。

[出所] 国税庁企画課編『税務統計から見た法人企業の実態』(各年) および大蔵省主税局調査課編『図説日本の税制』(各年) より作成。

ところで、法人税率の引き下げにはいくつかの制約条件がある。周知のように、我が国は他の先進諸国に比べ歳入に占める法人税の割合が高い。特に地方財政は法人住民税に依存し、景気変動の影響を受けやすいという構造的問題を抱えている。このような状況下では純減税はそのまま財政赤字の拡大に結びつく。しかも500兆円を越える大幅な財政赤字を抱える現状では純減税は適当ない。それゆえ、もし法人課税の税負担を実質的に削減するには他の税目の増税が不可欠となる。結果的に、課税ベースの拡大と法人税率の引き下げを行うたには、

法人課税を含む国内税体系（国税・地方税の関係を含めて）と負担のバランスを見直す必要があり、法人税改革は必然的に中長期的課題とならざるをえない。

その結果、我が国としては短期的には徹底した行財政改革による政府のスリム化、サービス範囲の見直しをすすめるだけでなく、国際的なタックス・コンペティションにより課税ベースが不当に浸食されないようなルール作りに向け各国との協調を進めなければならない。

1) 『対日直接投資に関する外資系企業の意識調査』日本貿易振興会、95年10月。

### 結びにかえて

行きすぎた、あるいは不公正なタックス・コンペティションは、各国の課税ベースを侵食し税収減を招く。また、国際的な資本移動の自由化によってモビリティの高い資本所得に対する課税はますます困難になり、モビリティの低い課税ベースである労働や消費に税負担が転嫁されてきている。その結果、社会保障等の公的需要の充足や累進課税を通じた福祉国家の財源調達と行った社会正義はますます後退を余儀なくされている。